

審 議 票

R3.12.21

Ⅱ-4

審議項目	個人情報取扱いの制限③（電子計算機処理の制限，電子計算機の結合の制限）		
関係規定	現行条例	新法	
	第10条，第11条	（第66条，第70条）	
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・電子計算機処理の制限 ・電子計算機の結合の制限	—	—
新条例への規定の可否	・電子計算機処理等の制限そのものは規定できないと考えられる。		

※ 関係規定は，別紙参照

項 目 と 論 点	1 電子計算機処理等の制限	① 電子計算機処理や電子計算機の結合を制限する規定がなくなることに対する評価
	2 安全性の確保	① 今後の電子計算機処理や電子計算機の結合の安全性を確保するための措置や仕組み
	3 審議会の役割	① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。

考 え 方 （ 案）	<1，2について>
	<p>① 個人情報の保護対策は，電算処理等の有無にかかわらず重要であり，保有状況や取扱状況に応じた安全管理措置が求められる。</p> <p>② 社会全体のデジタル化の進展に伴い，大規模な個人情報の流出事故などの危険性も増すため，セキュリティの一層の徹底が必要ではないか。</p> <p>③ 情報システムの適正管理やセキュリティの確保のための措置も含めた安全管理措置が必要であることなどを，本市内部の規律として新条例に規定してはどうか。</p>

主な意見	（後日記載）
------	--------

現行条例	新法	備考
<p>(電子計算機処理の制限)  <b>第10条</b> 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。                      (1) 法令に定めがあるとき。                      (2) 実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>、公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(個人情報の収集の制限)  <b>第6条</b>                      3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、…。</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ<u>審議会の意見を聴かなければならない</u>。</p>		<p>&lt;電子計算機処理の制限&gt;                      &lt;電子計算機の結合の制限&gt;                      ○ 新法に、個人情報の電子計算機処理の制限及び電子計算機の結合の制限に係る規定はない。</p> <p>&lt;審議会の役割&gt;                      ○ 新法では、電子計算機処理等の制限規定がなく、制限解除等のための審議会手続に係る規定もない。</p>
<p>(電子計算機の結合の制限)  <b>第11条</b> 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。                      (1) 法令に定めがあるとき。                      (2) 実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。</p>		
	<p>(安全管理措置)  <b>第66条</b> 行政機関の長等は、<u>保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。                      (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務                      (2) 指定管理者（地方自治法（…）に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（…）の管理の業務                      (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの                      (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの                      (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)  <b>第70条</b> 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、<u>保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする</u>。</p>	<p>○ 新法において、オンライン化や電子化に伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現する（「令和3年改正個人情報保護法の施行準備について」令和3年7月 個人情報保護委員会事務局）</p> <p>(参考)                      ○ 情報システムの適正な利用や情報セキュリティの確保については、本市では別途規程を設けて対応している。                      ・ 京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程                      ・ 京都市情報セキュリティ対策基準など</p>